

- ◆この保険の対象は、全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市老連および市区町村老連に加入している単位老人クラブです。
 - ◆全国老人クラブ連合会が契約者となり、各単位老人クラブで取りまとめて申し込む団体保険です。個人での加入手続きはできません。
 - ◆新規加入をご希望、ご検討の際は、クラブで担当者を決めて全老連「保険係」まで資料をご請求ください。
- ※保険担当者とは・・・加入者の取りまとめ、加入申込書の記入、申込内容確認の窓口等をしてくださる方です。会長様は特に登録いたしませんので実務をしてくださる方をご登録ください。全老連保険係や保険会社から照会の連絡が入る場合があります。

2025年10月始期
2026年 4月始期版

老人クラブ 傷 害 保 険 〈掛金・補償内容〉

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)。

一部のタイプでは他人の物を壊したり、
他人にケガをさせた場合^{*1}も対象となります。1人1口加入で年齢制限はありません
(複数口加入はできません)。*1 法律上の賠償責任が伴う対人・対物事故が対象です。

● 保険始期月 および保険期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2025年10月	2025年7月15日～9月15日まで	2025年10月1日午後4時から1年間
2026年 4月	2026年1月15日～3月15日まで	2026年 4月1日午後4時から1年間

● 掛金タイプと補償内容

【クラブ活動中とは】 所属する単位老人クラブがあらかじめ計画・実施する活動、市区町村(地区・校区)から全国までの各老連が主催する活動イベント、老人クラブ関係者として他団体の活動への参加(往復途上を含む)

タイプ 補償内容 (保険金額)	掛金 (1人あたり)	24時間型 クラブ活動中(往復途上を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外)のケガの補償額				活 動 型 クラブ活動中(往復途上を含む)の ケガを補償します。	
		12,000円/年	8,000円/年	5,000円/年	3,500円/年	1,000円/年	500円/年
死亡保険金		410万円 (250万円)	290万円 (210万円)	270万円 (190万円)	170万円 (125万円)	80万円	45万円
後遺障害保険金		160万円 (－)	80万円 (－)	80万円 (－)	45万円 (－)	80万円	45万円
入院保険金日額 1事故につき30日限度		6,300円 (2,500円)	3,370円 (1,420円)	3,320円 (1,370円)	2,070円 (1,080円)	1,950円	980円
通院保険金日額 1事故につき30日限度		3,900円 (1,350円)	2,010円 (760円)	1,970円 (720円)	1,140円 (550円)	1,250円	590円

■ 8,000円、12,000円タイプには「個人賠償責任補償」(1億円限度)、「地震・噴火・津波補償」の特約がついています。

老人クラブ 賠 償 責 任 保 険 〈掛金・補償内容〉

他人の物を壊したり、ケガをさせた時^{*1}の保険。自分のケガは対象になりません。

- ① 対 象 : 単位老人クラブ(全員加入が条件となります) ② 保険期間 : 毎年10月から1年間(中途加入可)
③ 掛 金 : 1人年額100円(最低引受保険料3,000円) ④ 補 償 : 支払限度額1億円

*1 法律上の賠償責任が伴う老人クラブ活動中の対人・対物事故が対象です。往復途上は対象外。



公益財団法人 **全国老人クラブ連合会** 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX03-3597-8767

お問い合わせ
ご相談先

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで
13:00から17:00まで

土、日、祝祭日、
年末年始休

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。

【老人クラブ傷害保険】老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険・総合生活保険(傷害補償)

【老人クラブ賠償責任保険】施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点は、代理店までお問い合わせください。